

連体修飾のム —「思はむ子」をめぐる—

栗田 岳

1

思はむ子を法師になしたらむこそ、心苦しけれ。(中略) 精進物のいとあしきをうち食ひ、寝ぬるをも。若きは、物もゆかしからむ。女などのある所をも、などか忌みたるやうに、さしのぞかずもあらむ。それをもやすからず言ふ。まいて、験者などは、いと苦しげなめり。困じてうちねぶれば、「ねぶりをのみして」などもどかる。(中略) これ昔の事なめり。今はいとやすげなり。

『枕草子』第5段を引いた。見られるとおりの下線部では、助動詞ムを下接させた述語が名詞「子」を修飾している。従来、この「思はむ子」は、そうした連体修飾のムの代表的な例とされてきたが、かかる連体修飾のムによって名詞「子」はいかなる意味づけを受け、また「思はむ子」を含んだ文全体（以後「当該箇所」と称する）が帯びることになる表現性とはどのようなものか。(注1) はじめに諸注の述べるところを確認する。

○日本古典文学大系『枕草子』（池田亀鑑、岩波書店）

【訳】 愛児を法師にしている人は、まことにいたいたいものだ。

○『枕草子全注釈』（田中重太郎、角川書店）

【訳】 かわいい子があつてその子を法師にした時は、ほんとに気の毒なことである。

【注】 この「思はむ子を」の解釈については、山岸徳平氏が、つとに次のように述べておられる。(中略)「(前略) さう言ふ仮想の職能を持つ『む』を生かして解釈するならば、前記の枕草子の文は、次の如くになるであらう。『若しも、可愛く思う子があるとして、その子を』とか、『たとへば可愛く思ふ子がある場合に、その子を…法師にしたならば…それこそ…』の様な意味になる。(以下略)」(『国語教育誌』)

○『新版 枕草子』（石田穰二、角川書店）

【訳】 かわいく思う子供を坊さんにしたのは、たいへん気の毒なものだ。

○『枕草子解環』（萩谷朴、同朋舎）

【訳】 大切な子を坊さんにしたような親御は全く、気の毒なことだ。

(※ 同じ注釈者による『新潮日本古典集成』にも同じ訳が見られる)

【注】 世間一般の人の子の親の心の中を察して同情する文章であるから、「思はむ子を」と、推量

助動詞のムを用いた。

○新日本古典文学大系『枕草子』（渡辺実、岩波書店）

【訳】 愛しい子を法師にした親の気持ちを思うと、心が痛む。

○日本古典文学全集『枕草子』（松尾聰・永井和子、小学館）

【訳】 かわいい子を法師にしているような場合こそは、たいへん気の毒である。

【注】直訳すれば「その子をもし親がかわいがっている場合、その子をもし僧にしているなら、その事こそ」

○新編日本古典文学全集『枕草子』（松尾聰・永井和子、小学館）

【訳】 かわいい子を僧にしたのは、まったく気の毒である。

【注】直訳すれば「その子をもし親がかわいがっている場合、その子をもし僧にしているなら、その事こそ」

○『枕草子〔能因本〕』（松尾聰・永井和子、笠間書院）

【訳】 かわいい子を法師にしているような場合こそは、たいへん気の毒である。

【注】その子をもし親がかわいがっている場合、その子をもし僧にしていようなら、その事こそは。

文全体の解釈に関して、諸注、大まかには異同が無い。また、「思はむ子」のムが何をしているのか必ずしも詳らかではないという点においても、諸注は一致していると言ってよいだろう。「愛児」「かわいい子」「愛しい子」等、ムが存在を訳に反映させていないもの、あるいは、反映させていたとしても「もし親がかわいがっている場合」の如く、後述するような疑問の残る「假定」説に基づくものを中心とするのである。これから本稿は、未だ十分に理解されていない、「思はむ子」の如きムによる連体修飾の性格を検討し、それを含んだ一文からどのような表現性が汲みとられるのかを考える。

2

連体修飾のムは「婉曲」や「假定」を表すと言われることが多い。たとえば文献7が、

婉曲・假定。事実としてそのままに言ってよいところを、不確かなこと、仮定的なこととして表現するのに用いる。

と記述するように。しかし、この「婉曲」「假定」説は、たしかに「可愛く思っているような子を」とか「子を可愛く思っているなら」と訳してそれなりに文意は通るけれど、「婉曲」「假定」と結論するに足る、特段の根拠を持ち合わせてはいないように思われる。まず「婉曲」であるが、「ムとある以上、『断定』ではなかろう」「かと言って『推量』も不自然である」「それなら『婉曲』でもあろう」ということ以上の、本当に「婉曲」という規定に値する表現であるのかを精査した跡が窺われない。したがって「婉曲」の内実も判然としないままである。一方、「假定」の場合も、他に假定条件文があるにも関わらず、なぜ連体修飾という場所でムによる「假定」が行われるのか、假定条件文における「假定」との差異は何か、といったことが分明ではない。さらには、これら「婉曲」と「假定」が、同じムの中でどう相関しているのかという点についても説明の無い状態である。中で文献1は「婉曲の表現」と「仮定の表現」（「假定」に該当する）の

判別に関して、「婉曲」は連体用法が多く、「仮想」は準体用法が多いという趣旨の指摘を行った。しかし、仮にそうした傾向があるのだとしても、その所以は不明であるし、また、「婉曲」と「仮想」の相関のあり方が説かれたわけでもない。

こうした「婉曲」「仮定」説に代わる見解も、比較的近年、見られるようになってきた。文献3や6がその例で、まず文献3は連体修飾のム機能、

事物や事象を、話し手（書き手）の心の中に「事実の映像」で描き出して表現し、さらに、それを後続の体言に結合していく。

と規定している。そして「思はむ子」に即しては、

まず、親が子をかわいがっている現実の様子を心に浮かべた。「思ふ子」という抽象的な事柄で思考したのではない。そこには世間の親に対する同情心が働いていたであろう。そうした思いは、抽象的な「思ふ子」ではなかなか働かない。具体的な「事物の映像」を思い浮かべるときに起こってくる思いである。

と述べる。しかし、主張の根拠として挙げられたいくつかの事実から、なぜ「事実の映像」という結論に到るのか、その理路が示されているわけではない。

一方、文献6は、ムが修飾する名詞を「人」に限定した考察である。その上で、修飾される名詞「人」が「存在詞述語やテンス・アスペクト形式を持った述語と共存しない」こと、「時間表現、場所表現と共存しにくく、したとしても、[不特定]の時間・場所を表すものである」ことなどに基づき、名詞修飾に用いられるムは、その名詞の「非現実性」を明示する機能を持つと結論している。しかし、「人」以外の名詞に目を向けると、この見解に抵触する例も見受けられるのである。

(a) 「殿なむ『(中略) そこにあらむ子はいかなりたる。大きなりや。こちつきにたりや』などのたまひつるを、(後略)」(蜻蛉・下)

この(a)で「そこ」と言われているのは、「道綱母の家」という個別的な空間だから、「特定の時空に結び付けられない」という見解は適用しえまい。また、この文の述語は「たり」というアスペクト形式であり、これも「アスペクト形式と共存しない」という主張の反例になるかと思われる。さらには、次の(b)(c)の如き例も問題であろう。

(b) たけの高く、短からむ人などやいかがあらむ。なほ世の常の人は、さのみあらむ。

(枕・73) (注2)

(c) 「今日この山作る人には日三日給ふべし。またまゐらざらむ者は、また同じ数とどめむ」など言へば、(枕・83) (注3)

共に「人」名詞に関わって、ムを持つもの(下線部)と持たないもの(二重下線部)が対照されている。(b)の「たけの高く、短き人」と「世の常の人」、(c)の「この山作る人」と「まゐらぬ者」という対は、そこに「非現実性」を認めるのなら、対を成す双方が同等にそれを有するはずだ。しかし、実際には対の片方にしかムが現れておらず、それがどうしてなのか、よくわからないままである。結局、文献6の見解では、ムによって「非現実性」を表示しようとする動機、また、それが表示されたことによって文にもたらされる表現効果をはっきりしないのだった。

確認してきたとおり、連体修飾のムは、依然、明確に規定されたとは言いがたい。このような

現状をふまえて、次節では本稿の観察したところを報告する。

3

連体修飾のムは、後続する名詞及び文全体に何をもたらすのか。次の用例 (d) を用いながら、本稿の見解の大枠を提示する。

(d) 「これにただいまおぼえむ古き言一つづつ書け」と仰せらるる。(中略)「とくとくただ思ひまはさで、難波津も何も、ふとおぼえむことを」と責めさせたまふに、(枕・21)(注4) 中宮が女房たちに「この紙に何か古歌を書いて見せよ」と要求する文脈に、ムによって修飾された「古き言」「こと」という名詞が現れる。ここで注意されるのは、女房たちがどの古歌を思いつき紙に書き記すのか、言語化時点の中宮には知りえないということである。換言すれば、ムが修飾する「古き言」及び「こと」は、今ここで修飾されている内容以上には、言語主体からの限定を受けることがない。続く (e) も同様である。

(e) 「まろは、目はただざまにつき、眉は額ざまに生ひあがり、鼻は横ざまなりとも、ただ口つき愛敬づき、頤の下、頸清げに、声にくからざらむ人のみなむ、思はしかるべき (後略)」
(枕・47)

(e) の言語主体・頭の弁が、自分の好ましい女性を「例示」しており、その「例示」された女性像の言語化に当たるのが連体修飾のムである。かかる「例示」という発話の性格上、その女性が誰であるのかといったさらなる限定は、この文脈とは無縁であろう。ここでも、ムが修飾する名詞(「人」)は、いま修飾されている内容以上の限定を、言語主体から受けることがない。こうした【連体修飾のムに後続する名詞は、そこで修飾されている内容以上には、言語主体からの限定を受けない】という性格を【被修飾名詞の非限定性】と呼ぶことにしよう。結論的なことを先に述べれば、この【被修飾名詞の非限定性】は連体修飾のム全般から看取され、それゆえ本稿は、連体修飾のムを【被修飾名詞の非限定性】によって規定するものである。文に現れた連体修飾のムには「これ以上、後続する名詞を限定しない旨、表明する機能」があると考えるのである。本稿の観察によれば、連体修飾のムが現れる文は、この【被修飾名詞の非限定性】に連動して特定の性格に収斂し、そこには四つのカテゴリー(「1甲」「1乙」「2」「3」)から成る連続相が形づくられていく。

●カテゴリー「1甲」

(f) 「いかで思ふやうならむ人に盗ませたてまつらむ」と、明け暮れ「あたらもの」と言ひ思ふ。
(落窪・巻1)

(g) 「今は身に堪へむことは仕うまつらむとなむ思ひたまふるを、思さむことは、なほ、宣はむなむ、うれしかるべき」と申したまへば、(落窪・巻3)

まず、カテゴリー「1甲」に属する諸例を挙げる。(f) は、あこきが、落窪の君を然るべき男に盗み出させたいと、あてどなく願うもの。したがって、言語主体が、その男をこれ以上、誰と限定するような文脈ではない。(g) の男君は、中納言に「自分のできること」は何でもするから、「あなたが願っていること」を言ってほしいと伝える。ここでも、それらの事柄が具体的に何であるか、言語主体には限定しえまい。(f) (g) 共に【被修飾名詞の非限定性】を認めうるのでは

る。

確認されるとおり、これら (f) (g) の文が持つ性格は、「願望」「意志」「要請」と、一見さまざまである。しかし、それらの背後には、言語主体が、そこに述べられている事物を、自身の問題として肯定的に評価しているという共通点が存在する。「落窪の君が救出されること」(用例 f)、「中納言のためにできることをすること」「中納言が願いを伝えること」(用例 g)。いずれも言語主体自身に望まれる事柄なのであって、つまりは肯定的評価の対象である。その肯定的評価が文に現象するにあたっては種々の姿をとり、それが「願望」「意志」「要請」等なのだ。そして、先掲 (d) (e) もこれらの類例であろう。(d) の言語主体・中宮は「女房が古歌を書くこと」を肯定的に評価するからこそ、それを命令するのだし、(e) における「好ましい女性の例示」とは、言語主体による肯定的評価の対象が示されるに他ならない。

以上「1甲」では、「言語主体自身にとって肯定的な評価に値する事物」が言語化されていることを述べた。しかし、言語主体にとって好ましい事物であっても、そこには、ムが修飾する名詞、即ち【言語主体が「いま修飾している内容以上には、限定を行わない」と明言する対象】が含まれている。肯定的評価を下すかたわら、言語主体は、対象の具体化にコミットしないことを表明しているのである。その結果として、「1甲」に現れる肯定的評価はさまざまなニュアンスを帯びることになる。たとえば (f) は、自分では限定しえない対象を求める、まったく茫漠とした願望の文であるし、(e) の場合は、好ましい対象を示しつつも、それはあくまで「例」に止まり、具体性を欠く。(g) では、言語主体が「自分ができること」「あなたが望むこと」以上の限定をしないため、その「こと」の具体化は聞き手に委ねられる。その結果、聞き手を慮るような文脈が構成されていくのである。逆に (d) においては、「～のような古歌」という限定でもしてあれば、要求された側はまだしも思いつきやすいのに、「何を書くかはお前次第」という押し付けがなされる。かなり一方的な命令と言えようが、これは、中宮の言葉に現れる「とくとく」や、その行為に「責めさせたまふ」という表現が選ばれていることとも合致しているだろう。

「1甲」の文が纏う、かくの如き表現性をもたらしするために、本来、限定可能な対象であるにも関わらず、あえて連体修飾のムを用いてみせた例も存在する。

(h) 「ここは、いみじう参り来るも人げなき心ちするを、渡したてまつらむ所におはしなむや」と宣へば、(落窪・巻1)

男君が、落窪の君に自分の屋敷へ来るよう勧めており、ムが修飾する「所」は、当然「男君の屋敷」と限定されている。しかし、実際に限定されてはいても、言葉の上では言語主体・男君が限定しない対象を残すことによって、男君がすべてを決するのではなく落窪の君に委ねるのだという、先の (g) にも通う聞き手尊重のニュアンスがもたらされるのである。現代語でも「うちはどうですか?」と言いたいところを、あえて「うちなんかどうですか?」と、選択肢の一つという体で言語化し、「聞き手に対して主張している」との印象を和らげることがある。それに通う表現なのかと思われる。「1甲」における展開的な例に当たるのである。(注5)

●カテゴリー「1乙」

この「1乙」に属する諸例は「言語主体によって肯定的に評価される事物」を言語化する点

で、先の「1甲」に連続している。

(i) おほやけ所に入り立ちたる男、家の子などは、あるが中によからむをこそは選りて思ひたまはめ。およぶまじからむ際をだに、めでたしと思はむを、死ぬばかりも思ひかかれかし。

(枕・250)

(j) 「わざと消息し、呼び出づべき事にはあらぬや。おのづから端つ方、局などにみたらむときも言へかし」とて笑へば、(枕・6)(注6)

(k) これも悪しも善しも知らねど、かく記しおくやうは、かかる身の果てを見聞かむ人、夢をも仏をも、用ゐるべしや、用ゐるまじやと、定めよとなり。(蜻蛉・中)

(i) では「身分の高い女性に思いを寄せること」が称揚され、(j) は「自室に控えているときに言うこと」を当然視し、(k) の場合は、読者に「自ら当否の判断を下すこと」が求められる。具体的な表現性は多様であるが、どの言語主体も、そこに言語化されている事物を肯定しているわけだ。けれども「1乙」の言語主体は、その肯定されている事物に直接の関わりを持たない。そこが「1甲」との差異である。いわば「非・当事者的な肯定」なのだが、そうした文に【被修飾名詞の非限定性】を有する連体修飾のムが現れる。現実言語主体には限定できないにせよ、或いは、限定可能な対象に「限定しない」という述べ方を採ってみせたにせよ、「言語主体による非限定」を言明された対象が文中に含まれ、それに応じて、文に言語化される事物は「言語主体の関与の外」という性格を帯びる。文全体としても「言語主体には関わりのないことへの言及」という「非・当事者」的色彩が露わになるのである。例に即して確認していこう。

(i) が記される『枕草子』250段は「男こそ、なほいとありがたくあやしき心地したるものはあれ」という文に始まる。女の視点から他者たる男を語る一般論的な章段と言え、つまりは「非・当事者」という立場からの言語化である。そうした文脈において (i) は、「手の届かない身分の女」を「例示」して、そんな相手でも容姿の優れた女に恋い焦がれよと主張する。このように、連体修飾のムが「例示」の表現を成すのは、先掲 (e) の場合も同じであったが、かかる「例示」の表現の散見も、連体修飾のムの【被修飾名詞の非限定性】を所以とするのである。たとえば現代語で「前衛芸術家が作ったような茶碗が欲しい」と言うとき。ここでの言語主体には「欲しいのはこれだ」と、茶碗を一つに限定することができない。「前衛芸術家が作ったかのような」という情報を付加して例を挙げる以上には、「茶碗」を限定しえないわけだ。即ち、「例示」とは【「例示」した以上には、その物を限定しない】という点で、連体修飾のムが持つ【被修飾名詞の非限定性】と親和的なのだと言える。だからこそ、連体修飾のムにおいて「例示」の表現を見るのである。続く (j) も「例示」の表現であるが、大した用事でもないのに、御前から清少納言を呼び出した生昌について、居合わせた女房が「そんなことは自室に下がっている時にでも言えよ」と嘲笑している。「自室に下がっている時」を例に挙げて、「その時に言うこと」を肯定的に評価するわけである。しかし、言語主体・居合わせた女房は、そもそもこの事柄に直接の関わりを持たない。さらに女房たちは、生昌を普段から取るに足らない存在と見なしているから、この事柄も「いつであれどうでもよい(=限定不要)事柄」と把握されよう。いずれにしても「非・当事者」的な口吻の強い発言となるのだ。(k) は、日記に「体内の蛇が身を食う夢」について記したのは、「夢や仏が信ずるに値するか、読者が判断せよ」と考えてのことである旨、注記するもの。「読者が判断すること」への肯定的評価が「命令」という姿をとった例

である。その際、言語主体・道綱母は連体修飾のムを用いて「見聞きする人」を限定するつもりがないことを表明する。「誰かは知らぬが、誰であれ読者が判断しろ」と、我が身から切り離し、人に任せてしまう物言いが形成されるのだった。

(i) 「あまりにも遠くも申しつるかな。(後略)」と、下には思へど、「さはれ、さまでなくとも、言ひそめてむ事は」とて、かたうあらがひつ。(枕・83)

(i) は、言語主体による限定が可能な対象を「非限定」と表現してみせるタイプで、「1 甲」における (h) の如き展開的な例である。「庭に作った雪山がいつまでもつか」という問に対し、清少納言が「ずいぶん先までもつ」と答えたことを悔いつつも、このまま押し通そうと決心している(即ち「このまま押し通すこと」が肯定される)。ムが修飾する「事」は自身の発言を指すから、当然、言語主体には限定できている。しかし、ここでも「対象を限定しない」と述べてみせることを通して、それが自身の関与の外であることを示し、「一度、口にしてしまった以上、もう自分の手を離れてしまっている」という、言わば捨て鉢な口ぶりを成すのである。

(m) 「世にあらむ人、継子憎むな。継子なむ、うれしきものはありける」と宣ひて、

(落窪・巻4)

下線部「世にあらむ人」の指示対象が「世間一般の人」であることは、ムを用いずに「世にある人」と述べた場合でも変わりあるまい。ここでムが用いられている意味は、「世間一般」ということの表示などではなく、言語主体・北の方が、「人」という対象を限定するつもりがないことの表明にある。つまり北の方は、自身がその「人」に関わりのない立場、「継子を憎む当事者」とは切り離された立場であることを主張している。継子いじめの当事者が、ムを用いて「非・当事者」である旨、強調しつつ、「継子を憎むな」などと述べる(つまりは「継子を憎まないこと」を肯定する)、滑稽な文脈を作るのであった。

●カテゴリー「2」

先の「1 乙」では、「非・当事者」的な立場からのものではあれ、言語主体は文に叙せられる事物に対して、何らかの肯定的評価を下していた。その「非・当事者」性においては「1 乙」に通いながらも、もはや肯定的評価には当たらない判断が展開されるのが、続く「2」というカテゴリーである。その判断の中にあっても、連体修飾のムは【被修飾名詞の非限定性】を表示するから、そこで繰り広げられる判断には「言語主体が、自らは限定しない旨を明示する対象」が含まれることになる。その結果として、判断全体も「言語主体の関与の外の事項である」というニュアンスを帯び、言語主体の「非・当事者」的な性格が表出されるに至るのである。

(n) 「この相のうはおそひは何の色にかつかうまつらすべき」と申すを、また笑ふもことわりなり。(中略)「さてこそは、うはおそひ着たらむ童もまありよからめ」(枕・6)(注7)

(o) 「この人、よげに物したまふめり。御文書き、手つき、いとをかしかめり。誰がむすめぞ。これにて定まりたまひね。女子持たれば、人の思さむことも、いとほしう、心苦しうなむおほゆる」と、少将に申したまへば、(中略)「いかでか。けしからず。さらに思ひきこゆまじき御心なめり」と笑ひたまふ。(落窪・巻2)

(p) 「(前略)かくて人も仰せざらむ時、帰り出でるたまへらむも、をこにぞあらむ。さりとも、いま一度はおはしなむ。それにさへ出でたまはずは、いと人笑はえにはなり果てたまはむ」

など、ものほこりに言ひののしるほどに、(蜻蛉・中)

(n) は、清少納言が「うはおそひ」という生昌の言葉づかいを揶揄するものである。連体修飾のムを用いて「童」の限定を行わない旨、表明することによって、「うはおそひ」とやらを着た童など知り知らぬという物言いをしてみせたものであろう。次の(o)では、男君の母が「男君が他に妻を迎えるようなことがあれば、落窪の君がどう思うか気の毒だ」と述べている。男君の母が、他者たる落窪の君の「思すこと」を限定しえないのは当然であるが、ここでわざわざ【被修飾名詞の非限定性】が強調される背景には、このときの男君の母が、落窪の君とはほぼ赤の他人(文通をした程度)だという事情がある。(o)の波線部に見られるとおり、男君の母の落窪の君に対する感情とは、自分にも娘がいることから連想的に生じてくる同情に過ぎない。「いとほし」「心苦し」とは言うものの、あくまで男君の母は「非・当事者」であるに止まり、落窪の君の「思すこと」が何であれ、結局のところ、たいした問題でもないのだ。だからこそ、男君が諭しを聞き入れず、このまま他の縁談を進めると返答しても、男君の母は笑って済ますのである(二重下線部)。(p)の場合は、山籠もりした道綱母に向かって、兼家からの迎えの使者が「兼家の働きかけがなくなってから下山するようなことになれば、道綱母が恥をかく」と脅す。ムを用いて「時」を「非限定」のまま言語化し、「それがいつのことになるのか、自分には関係ないが」というニュアンスを出して、道綱母を突き離すものと考えられる。そうした兼家の使者の態度は、「ものほこりに言ひののしる」という記述(波線部)と平仄が合っているだろう。

ここまで述べてきたカテゴリー「2」の諸例をふまえると、前節に引いた用例(a)(b)の中にムが現れることの意味も明らかになるのではないか。(a)において兼家の語る「そこにあらむ子」は、道綱母が養女として迎えた兼家の実子を指す。兼家も養女迎えの経緯を知っているから、当然「子」とは兼家に限定された対象である。しかし、あえて連体修飾のムを用いて「対象を限定しない」という物言いを選択することによって、その「子」は、兼家の関与の外にあることが表明される。もはや自分ではなくて、道綱母の方にこそ属する娘というわけである。(b)では、先述の如く「たけの高く、短からむ人」と「世の常の人」という二つの対象が、ムの有無によって区別されていた。この(b)は「御簾上部の隙間から顔が見えることの妙」に関わって『背が高すぎたり低すぎたりする人』の場合は無理かもしれないが、『世間並の人』ならうまくいく」と述べるものである。つまり言語主体・清少納言は「世間並の人」の側に立って、『背が高すぎたり低すぎたりする人』だとうまくいかなくても、それは自分には関わりのないことだ」と考えている。そのように「背が高すぎたり低すぎたりする人」が「自身から切り離された対象物」であることを、連体修飾のムによって示すのである。

●カテゴリー「3」

このカテゴリー「3」においても、連体修飾のムは【被修飾名詞の非限定性】を発揮する。ある対象を「非限定」と表明することによって、事物全体が言語主体から切り離される点ではカテゴリー「2」に通底しているのである。しかし、カテゴリー「2」との相違は、言語主体が「非・当事者」という立場にあるのではなくて、その事物を受け容れがたいものと感じるがゆえに自身からの切断を図るという点に求められる。事物を突き離す表現を通して、言語主体の否定的な情意が表出されるようなタイプなのである。たとえば、前節に引く用例(c)では、対照される双

方のうち「この山作る人」はムを持たず、「まるらざらむ者」の側にのみムが現れていた。その「人」や「者」が誰であるのか、今の言語主体に限定できないことに関しては、どちらも条件は同じだろう。けれども、ここで言語主体は「雪山作りに参加しない人間」など論外だと考えている。そうした対象への受容しがたい思いを表出するために、「まるらざらむ者」という連体修飾のムを含んだフレーズが選択されるのだ。こうしたカテゴリー「3」に属する用例をいくつか追加しておく。

- (q) 「(前略) おのが身、この二人の子どもは、『ここ立ちね』と懲ぜられむをりを、いづこにあらむとするぞ。大路にたてとや。いと道理なく物な宣ひそ」(落窪・巻4)
- (r) 「(前略) かの君の、落窪に住みて、部屋に籠りたまひし時は、まるらにまさりて人使ひ取られむとやは思ひし。父母の思さむこと、恥づかしくもあるかな。(後略)」(落窪・巻3)
- (s) 「いかにしてさるならむ。昨日までさばかりあらむものの、夜のほどに消えぬらむ事」と言ひくんずれば、(枕・83)(注8)
- (t) 夏、昼寝して起きたるは、よき人こそ、いますこしをかしかなれ、えせかたちは、つやめき寝腫れて、ようせずは、頬ゆがみもしぬべし。かたみにうち見かはしたらむほどの、生けるかひなさや。(枕・105)

(q) は、屋敷を相続できないことになった北の方の不満で、落窪の君方から屋敷を追われたらどうすればよいのかと述べている。「懲ぜられむをり」とは、いつそうなるとも、また本当にそうなるともはっきりしていないから、当然「非限定」の対象である。そんな言わずと知れた「非限定」の対象に連体修飾のムを用いて、その「をり」に関するこれ以上の叙述を行わないことが表明される。それを通して、言語主体・北の方から「をり」を切り離し、「をり」への拒絶の気持ちを表そうとするのである。続く (r) では、三の君が、今や両親に「落窪の君より劣った娘」と認識されていようから、それが恥ずかしいと嘆く。「両親が思っている内容」を限定するつもりのないことを表明し、それが自分にとっては関わりを持ちたくないもの、否定的な情意の対象であることを語るわけだ。(s) は、実際には限定されているはずの対象をムで修飾してみせて、それが言語主体から切断されたものであることを表現するタイプで、先掲 (c) に続くエピソード。一晚にして雪山が消えてしまったことを清少納言が悔しがらる。ムが修飾する「もの」は、その雪山であるから、言語主体・清少納言にそれと限定されている。しかし、その雪山への「昨晚まではあったのに、どうして消えてしまったのか」という受け容れがたい思いゆえに、連体修飾のムを選択して「消えてしまった雪山」を突き離すのである。(t) は「見苦しきもの」の一節で、昼寝をして起きた男女が、互いのかかかとして浮腫んだ顔を見ることの興ざめさ加減について語る。一般論という内容上、(t) は、その「ほど」がいつのことであるのかといった限定とはそもそも縁が無い。そのような文脈の中で、連体修飾のムが持つ【被修飾名詞の非限定性】は、もっぱら言語主体の否定的情意を表出する手段として活用されているのである。

ここまで本節では、連体修飾のムは、修飾されている名詞が、そこで修飾されている内容以上には言語主体からの限定を受けないことを表示するものであり、また、その性格に応じて連体修飾のムが現れる文も、「1甲」から「3」という四つのカテゴリーから成る連続相に収斂していくことを述べた。最後にその連続のあり方をまとめておく。

まず「1甲」とは【言語主体自身の問題として、事物に肯定的評価を下すカテゴリー】であった。しかし、その事物には「言語主体によって、これ以上、限定されない対象」が含まれるために、「1甲」の諸例は、言語主体が事物に対してコミットしきらないことに纏わる、種々の表現性を帯びることとなった。続くカテゴリー「1乙」は【言語主体が「非・当事者」という立場から、事物に肯定的評価を下すカテゴリー】であって、言語主体が事物に対してコミットしきらないという性格が、「1甲」に比して際立つ。かかる「1乙」の【言語主体が「非・当事者」という立場にある】という性格は、次のカテゴリー「2」にも共有されていくが、カテゴリー「2」とは、すでに【肯定的評価には当たらぬ判断を展開するカテゴリー】であった。このように、カテゴリー「1甲」は【言語主体自身の問題として下す肯定的評価】、カテゴリー「1乙」は【「非・当事者」という立場から成される肯定的評価】、カテゴリー「2」は【「非・当事者」という立場から成される「肯定的評価ならざる判断】と、「1甲」から「2」という連続においては、事物に対する言語主体の心的距離が広がっていく。そして、その距離がさらに拡大したものがカテゴリー「3」であった。即ちカテゴリー「3」とは、連体修飾のム【被修飾名詞の非限定性】によって、【事物を受け容れがたく思い、自身から切り離そうとする情意を表出するカテゴリー】だったのである。

4

前節に述べるとおり、本稿の見る連体修飾のムとは【被修飾名詞の非限定性】によって規定されるような語であった。そう把握してみると、これまで、そこにムが用いられている理由が判然とせず、「これは古人と現代人との発想の違いであり、古典語と現代語のずれであるから止むを得ない」などと言われていた（注9）、次の（u）の如きタイプも説明可能になるのではないかと思われる。

（u）かくて、年ごろ願あるを、いかで初瀬にと思ひ立つを、たたむ月にと思ふを、さすがに心にしまかせねば、からうじて九月に思ひ立つ。「たたむ月」には大嘗会の御禊、これより女御代出でたるべし。これ過ぐしてもろともにやは」とあれど、（蜻蛉・上）

見られるように、（u）には二つの「たたむ月」が現れる。現代語では「来月」で済むところにわざわざムが入るため、疑問が生じもしたわけだが、これらのムにも【被修飾名詞の非限定性】が認められるのである。まず、一つ目の「たたむ月」（下線部）は、言語主体・道綱母が初瀬に参詣しようとする「来月」を指す。参詣の日時を「来月」ということ以上には限定しない、漠然とした願望表現を構成するものと考えられる。カテゴリー「1甲」に属して、先掲（f）の類例となるのである。一方、二重下線部の「たたむ月」は、そんな道綱母への兼家の応答の弁に現れ、「来月」に催される大嘗会の御禊では、兼家の娘が女御代を務めることになるはずだとの判断が示されている。大きな行事があるから参詣はその後にしてほしいというのである。そして女御代出仕とは、実態はともかく、建前の上では天皇の沙汰に依り、言語主体・兼家にとってはコントロールの外であろう。自らは状況にコミットしえないという点で、ここでの兼家は「非・当事者」の立場にある。少なくとも、そのようなポーズをとっている。二重下線部の「たたむ月」は、そうした「非・当事者」性の表出に与り、よってカテゴリー「2」に配されることになるのである。兼家は、実際には自分の都合で道綱母の予定を左右しようとしているのだが、自分自身

も、所与の状況によってすべてが決められてしまう他ない「非・当事者」にすぎぬとの物言いをしてみせたわけである。

ところが、連体修飾のムの中には、ごく少数、カテゴリー「1甲」から「3」への連続相に納まりきらぬ用例がある。それらについて言及しておかなければならない。

(v) さるこちなからむ人にひかれて、また知足院のわたりにもものする日、大夫もひきつづけてあるに、車ども帰るほどに、よろしきさまに見えける女車のしりにつづけそめにければ、

(蜻蛉・下)

(w) 「(前略) といみじげなる袴ありさまにて見えぬるこそ、いと言はむ方なくわびしけれ。

故上おはせましかば、何事につけても、かく憂き目見せましやは」とて、いみじう泣きたまへば、(落窪・巻1)

(v) は「人に誘われて寺参りをした日に、その道中で道綱が女と出会った」という事柄を叙述している。カテゴリー「1甲」から「3」までの連続相に見られるような「ある事物に対して言語主体自身の判断が展開される文」というよりは、「言語主体が体験した事実を報告する文」の趣きがあり、そこが異質のようでもある。しかしこの(v)においても、連体修飾のムを用いて「さるこちなからむ人」が言語主体とは切り離された立場であることが表現されている。つまり、言語主体・道綱母は、兼家との結婚生活からもたらされる苦悩の中にいるけれど、「そんな自分とはかけ離れた、なんの屈託もない人」から誘いを受けたというわけで、言語主体からの切断が語られているのである。前節に見た諸例と本質的な差異はないと言える。続く(w)には「言はむ方なし」とあるが、この類例として「入らむ方も知らねば」(蜻蛉・中)などが得られ、連体修飾のムによる「～をする方法」という定型表現が存在していたものと思われる。(注10)そして、本稿の調べる範囲では、それら「～む方」は「言はむ方あり」「入らむ方を知り」など「～をする方法が見つかった」という方向に展開することはない。「なし」「知らねば」など「～をする方法が見つからない」という例ばかりなのだが、そんな偏りも、連体修飾のムが持つ【被修飾名詞の非限定性】に由来しているだろう。つまり、ムが「方」を修飾することで、その「方」は言語主体から切り離されてしまったものであることが表明される。それゆえ「言語主体には～をする方法が見つからない」という表現へと結びつくのである。

以上の如く連体修飾のムは、その全体を通じて【被修飾名詞の非限定性】による規定を可能とする。では、その規定に基づくと、当該箇所「思はむ子を法師になしたらむこそ、心苦しけれ」は、どう解釈されるのだろうか。一読して了解されるとおり、当該箇所は、事物を肯定的に評価したり、拒絶の情意を表したりする文ではない。したがって、カテゴリー「1甲」「1乙」「3」に属することもない。とすると、残るはカテゴリー「2」ということになりそうだが、本稿は、当該箇所がまさしくカテゴリー「2」に妥当していると考ええる。

まず、当該箇所は一般論を語るものであるから、そもそも「思ふ子」は、言語主体からそれ以上の限定を受けるような対象ではない。そこにあえてムを用いることにより、清少納言は「思ふ子」が自身による限定の埒外であることを言明する。それを通して、自分は「思ふ子」には直接の関わりがないこと、換言すれば、当該箇所における判断が「非・当事者」的な立場から展開されていることを積極的に打ち出していく。そして、こうした強調がなされる背景には、「法師を

取り巻く環境の変化」があるのではないか。

本稿冒頭に引くとおり、当該箇所に含まれる『枕草子』5段は、その末尾に「これ昔の事なめり。今はいとやすげなり」と記載している。寝食は不十分、女との関わりを断たれる等の様々な苦労も「昔」の話であって、「今」では相当、安直になっているというのだ。たしかに23段（「すさまじきもの」）には、調伏を諦めた修験者が真っ先にあくびをして寝てしまうさまが記されていた。また31段（「説教の講師は」）は、冒頭から「説教の講師は、顔よき」と述べて、説教の内容もそれを説く僧の顔の良し悪しに左右されるなどと主張する。その後も、説教・八講が娯楽の場でもあったことの描写が続き、「このごろ、そのをりさし出でけむ人、命長くて見ましかば、いかばかりそしり誹謗せまし」という記述でこの章段は閉じられる。現今の法師を取り巻く環境の俗化は、古人からの非難に値するというのである。そんな当世に生きる清少納言にとって、「人間らしい暮らしから遮断される出家像」とは、そこまでリアリティに富んだものでもなかっただろう。したがって、子を法師にする親への同情も、一般論としてそう考えはしても、深く実感に根差したものたりえなかったかと思われる。あくまでも、かつてはそうであったろう事柄に向かう「非・当事者」的な判断に止まるのだった。

連体修飾のムを持つ【被修飾名詞の非限定性】は、助動詞ム全体像の中にどう位置づけられていくのか。或いは、当該箇所「法師になしたらむ」の如き準体法のムには【被修飾名詞の非限定性】が見出されるのか。これらの点が本稿に引き続く課題となるが、その際、文献2や8の指摘にも考慮しておく必要があると思う。文献2や8は、いわゆる「推量」系の語を用いた文が、「話し手の情報のなわ張りの外」（文献2）にある事柄や、「ひとごと」（文献8）の言語化に関与する性格を持つ旨、指摘している。本稿の考える連体修飾のムは、事柄に対して、言語主体が「与り知らぬ」と表明することに関わるから、それらに指摘される性格と一脈通ずるようでもある。別稿において検討を行いたい。

注

- 1 連体修飾のム用例は、『枕草子』のほか『蜻蛉日記』『落窪物語』から採った。本稿の確認する総数は230。『枕草子』の本文は『新編日本古典文学全集』（小学館）によったが、能因本系統を引く際は『（旧版）日本古典文学全集』（小学館）を用いた。『蜻蛉日記』『落窪物語』の引用は『新潮日本古典集成』（新潮社）による。なお、論旨に関わりのある部分に異文が見られる場合は注を付したが、先取りして述べれば、能因本系統には、連体修飾のムよりも準体法のムを選択する、もしくはムを用いない、といった傾向が窺われる。三卷本系統との対比という点でも、興味深い材料を提供するように思われる。
- 2 「世の常の人は」の部分は、能因本系統では「世の常のは」とある。
- 3 「まるらざらむ者」の部分は、能因本系統では「雪山にまるらざらむ人」とある。
- 4 「おほえむことを」の部分は、能因本系統では「おほえむを」とある。
- 5 この用例（h）など、特にその感が強そうでもあるが、本稿の連体修飾のムに対する解釈を「婉曲」と呼ぶなら、それも可能であろう。ただし、仮に同じラベルが貼られるのだとしても、既説における「婉曲」とは、その内実が異なる。
- 6 「ゐたらむときも」の部分は、能因本系統では「あらむにも」とある。
- 7 「うはおそひ着たらむ童」の部分は、能因本系統では「うはおそひ着たる童」とある。
- 8 「昨日までさばかりあらむものの」の部分は、能因本系統では「昨日さばかりありけむものを」とあ

- る。
- 9 文献1の記述。
 - 10 本稿の調べる範囲で「～む方」は22例あった。

文献

- 1 遠藤嘉基ほか『古典解釈文法』和泉選書、1985年
- 2 神尾昭雄『情報のなわ張り理論 言語の機能分析』大修館書店、1990年
- 3 小松光三「体言に連なる助動詞『む』の表現 『枕草子』の場合」
『国語と国文学』69-11、1992年
- 4 近藤 明「『セム心地ス』と『スル心地ス』 源氏物語を中心に」
『金沢大学教育学部紀要（人文科学・社会科学編）』51、2002年
- 5 高山善行「モダリティ形式の連体用法 『枕草子』を資料として」
『国語語彙史の研究』20 和泉書院、2001年
- 6 高山善行「助動詞『む』の連体用法について」
『日本語の研究』1-4、2005年
- 7 山口明穂ほか『日本語文法大辞典』明治書院、2001年
- 8 渡辺 実「『わがこと・ひとごと』の観点と文法論」『国語学』165、1991年